

会

議

午前10時 0分開議

○議長（小泉孝敬君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届出のありました議員は、6番 佐々木清和君であります。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第30号 市道大賀茂青市線の路線変更について、議第31号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第32号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第33号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第34号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第35号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第36号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上7件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、進士為雄君の報告を求めます。

11番 進士為雄君。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） おはようございます。

産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第30号 市道大賀茂青市線の路線変更について。

2) 議第32号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

- 3) 議第33号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。
- 4) 議第35号 令和2年度下田市一般会計補正予算(第3号)(本委員会付託事項)。
- 5) 議第36号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

2. 審査の経過。

6月5日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より井上市民保健課長、白井建設課長、高野環境対策課長、樋口産業振興課長、長谷川観光交流課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に関わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第30号 市道大賀茂青市線の路線変更について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第32号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第33号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第35号 令和2年度下田市一般会計補正予算(第3号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第36号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長(小泉孝敬君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番(沢登英信君) 議第35号の下田市一般会計補正予算(第3号)についてお尋ねをしたいと思います。

この補正予算は、主に臨時交付金 1 億 1,262 万 2,000 円と、それに伴います国県補助約 2 億円の新型コロナに対する対応が中心的な予算の内容になっていようかと思うわけです。非常に差し迫った課題であるわけですが、今日 6 月補正予算の資料を頂きましたが、その資料の中の 2 の下田がんバル開催事業、3 の中小企業販売強化、あるいはワーケーション、OTA、デジタルコンテンツ、マイクロツーリズムと、この 7 事業が産業厚生委員会のほうの審議であったかと思いますが、この 7 点について概略、お尋ねをしたいと。

その中でも特にワーケーションの環境整備事業については、実態的にはこの元樋村さんのところを整備するという、こういう内容になっていようかと思いますが、そのことによってワーケーション事業のどの段階のどこまでこれは整備されることになるのかと。常識的には建物を解体して整備をしても、そのことがすぐにワーケーション事業と即、今年度つながるというような想定はちょっとできないんじゃないかと思うんですけれども。

もう一つ、大変恐縮ですけれども、ワーケーションというものについての私自身の理解も不十分でございますので、そこら辺も含めて、下田におけるこの拠点づくりがどのような位置づけで、どのような意味合いを持つことになるのかと、その点、どのような議論が委員会ですれてきたのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） まず、ワーケーションという言葉のくくりの中に樋村医院と関連してますけれども、樋村医院のほうは、ワーケーション事業というよりも、どちらかというと企業誘致の中のサテライト的な考え方だと、いわゆる企業がこちらへ来て、サテライトオフィスみたいな、そういう考え方だろうというふうに私は想像しているんですが、基本的にはその議論にはならなかったわけなんですけれども。

その認識の中で、今回、市有地の境界確定、登記簿の委託というようものが 300 万円あるわけなんですけれども、その辺のことについては議論がありました。その内容については、言葉の通り買ったときにまだ境界確定がされていないということで、これから仕事をやっていく中で確定されていないとまずいだろうということで、これの登記簿の整理とか、確定をするというような議論がありました。

それと、樋村医院の解体工事で大きな 2,500 万円というお金があるわけなんですけれども、これは 2 つ、いわゆる病棟と住まいとあって、どちらかだったかな、これからもう耐震に耐えられないという中で、そちらのところを解体するというようなお話だったと思います。

それと、あとワーケーション環境整備補助金というのが400万円、この中にあるわけですが、これについては庁舎の備品、例えば今コロナで人の流れが制限されているわけですから、これからテレワークみたいな形の中で、多分相談に乗ったりとか、そういうことをやっていかないと駄目だろうということだろうと思うんですが、そういう話の中で、対面的に顔を見てやるということがなかなかできないんで、そういう要するにいわゆるパソコン等、備品を整備して、通信環境を整備したいというような説明があったと、そういうことでございます。

あとは、バルでしたっけ。バル事業については、一般的に今までのイメージからすると、各飲食から出される、そこに食事できるような券を、以前から何回かやっていますが、あのイメージがあらうかと思えますけれども、どちらかと言葉の通り、市内消費を促進するためにということで、その件にこだわらず、この言葉ですよ、市内消費を促進するためという中で、そのような予算がつけてあるということだと思いますけれども。

あと、中小企業販売力強化支援事業という補助金もあります。これはやはり人の流れで制限されている経済活動を続けていくために、オンラインとかインターネット販売を支援していきたいと、そういうようなお話だったと思います。

あと、何がありましたっけ。ほかに様々なメニューが、うちのほうのところに行けば7番まであるわけですが、今言った3番の中小企業販売力強化支援事業というのは、その事業説明のあるとおりのものというようなことで、具体的にはアマゾンや楽天などの大手ECモールへの登録費用とか、実際、人が来なくても販売を続けることなどを支援していくようなことを考えているということだったです。

あと、ワーケーション、4番の4052、これはWi-Fi等ネット環境やワークスペースを作るためとか、それに伴う特別な椅子とか、パソコン、充電設備のスペースを作ることなどに支援していきたいと、そのようなことが具体的に言われております。

OTA広報強化事業、これについては広告費に使うのかというような質問の中で、内容としては楽天トラベルとかリクルート、じゃらんとか、そういう旅行エージェントを活用して下田の旅行商品を創っていくというような議論がなされました。

その次の6番、デジタルコンテンツPR事業、これは言葉通りのユーチューブ等の要するに、これについては基本的に議論はなかったかと思えますけれども。

あと7番、マイクロツーリズム、これについても議論がなされましたけれども、伊豆急の列車とか、そういうものとコラボしていくとか、そのような話が出されたというふうに思い

ますけれども。

ちょっとあまり整理できていなくて申し訳ないですが、1から7についてはそのような議論があったかというふうに思います。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） ありがとうございます。自分もよく分からないもんですから、ワーケーション環境の整備事業につきましては、既に市内で先進的な事例があるのかなのか、民間が既にこういう事業を展開しているんだというようなことがありましたら御紹介を頂きたいという具合に思うのが1つと。

この2から6つの事業を見まして、当局の区分けによりますと、雇用の維持と事業の継続、Ⅱがこれに当たるんだと。そのⅡというのは下田がんバル開催事業だと、こういう具合に表示がされているわけでありますが、これがどうして雇用の創出になるのかという具合に私は思うわけであります。既にコロナウイルスが収束した後、事業展開をするということではなくて、今このコロナウイルスで大変困っている人たちがいようかと思うわけです。その人たちは7月、9月かという段階ではなくて、5月とか6月の段階にどういうことを支援を行政としてしてくれるのかと、こういうことが期待はされているんだろうと思うんですが、そういうものが残念ながら2から7までの間の事業を私なりに見ますと、そういうものに応えていないと。全く例えば理美容組合の皆さんが一定の措置を、支援をしてほしいと要望書を出されておりますが、そういうものはむしろこの予算の中では、極端な言い方をすれば無視されているのかと、この事業のどこに当たるのかと、どういう支援がこの事業によって受けられるのかというような疑問を持つわけです。その点は多くの議員の皆さんもそのような思いがあらうかと思うんですが、どのように議論がされたのか、審議がされたのか、重ねてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） 今言われたやつは、1つはワーケーションのお話と雇用にどうつながるかということと、もう一つは何でしたっけ、理容組合とか何かを含めて、新たな要するに給付の話に受け止めたんですけど、その3つの話でよろしいですか。

まず、ワーケーションの今、もう分かっている方、いようかと思えますけれども、あの橋のたもとに3階建てか4階建ての建物がありますけれども、どっかの、杉本さんかな、元宿舍みたいなところ。あそこも利用して受入体制ができているというふうに私は認識していま

して、それと、それに伴う民間企業としてナズビレッジさんが動いているんだろーという
ことで、そのことについてはそのような議論はないですけども、今はちょっと私の今までの
ワーケーションに対してのものについては考え方というか、知識はその程度の話なんです
けれども。

具体的にワーケーションは先ほど言ったように、民間ニーズでもそういう形の中でやって
いる中で、いわゆる先ほども言いましたけれども、Wi-Fi ネット環境やワークスペース
の備品、そのようなものを作るのに支援していくというようなお話だったです。

あと、雇用につながっているかどうかということについての議論は直接はなかったです。
ただ、あったのは、やはり早く対応するべきだろうと。特に8月については海水浴場とか、
そういう話は出ていますけれども、6月、7月に対しての落ち込みというか、このものにつ
いての危惧がありまして、委員会では。熱海等は5,000円のクーポン券とか、伊東はちょっ
とその後にまた、今盛んにやってますけれども、ああいう形の中で呼び込みのことをやって
いると。その辺のものが何らかの形で早めに対応してほしいというような意見はありました。

また、私どもの委員会のほうでも、そこを危惧してまして、その後に協議会を開いて、
6月、7月についてのやはり早めの対応をどうしたらいいかという委員会での危惧の中で、
特にがんバル事業、いわゆる商工会議所を中心としたその事業が、今のここのイメージから
すると、3,000円ぐらいの券がありますよね。あれだけのイメージしかなくて、もっと何ら
かのものがその事業の中でできるんじゃないかということを議論しまして、ちょっと商工会
議所のほうとも少しその辺の打合せはさせていただきました。それが結果どうなるかは、や
はりその主体の補助金を受ける商工会議所のほうが、これから検討していくことだろうと思
いますけれども、早い対応をお願いしますということは委員会としての意見として伝えてき
ております。それが結果どうなるかというのは、ちょっと定かではないですけども、委員
会としてはそんな議論はあります。

それと、あと新たな給付ですよね、言ってる理容とか何か。これはもうはっきり財政上の
問題も、現在の。要するに本会議でも議論しましたけれども、2億円の財調しかなくて、雨
が1つ来ると、もうそれに用意していかんきゃいけないという考え方が示されたと思います
けれども、そういうところからして、やはり新たな給付は今のところ検討していないと、そ
ういうお答えはありました。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。3回目です。

○13番（沢登英信君） ありがとうございます。そういう意味では、4月29日から5月6日までが第1次の休業補償期間であったかと思うわけです。この5業種の方々に対して申請があれば20万円の給付をします。ところが当市は5月7日から5月17日までの第2次の休業期間は、これは休業要請しないということで、近在の自治体は同様に10万円、あるいは20万円の休業補償を第1次、第2次に続いて実施してきたにもかかわらず、下田は実施してこなかったと、こういう状態になっていようかと思うわけです。

現時点では、ですからまだまだボーナスが出なかったり、給料が削減されたり、仕事がなくなったりという人たちがいるわけですので、ぜひともそういう意味では、近隣でこの休業補償等をしている部分の内容については、同様に下田市でも検討をしますと、こういう姿勢を当局に求めてしかるべきではないかと僕自身は思うわけですが、そのような意見や議論があったか、重ねてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） 今の質問というのは、先ほどのいわゆる新たな給付ですね。その辺は先ほど言ったように、意見としては出ましたけれども、新たな給付は検討していないと、先ほど言った答えと同じなんです、そういうことです。委員会としてはそういうような、さかのぼると5月のいつがどうのこうのということじゃなくて、今後の要するに話なんですけれども、今のところないと。

ただ、これは私の勝手な希望的な話になってくるかと思うんですけれども、第2波の、今、国のほうでもさらに地方創生のお金をつけようという、それが確定していない中で、そこにどうのこうのというのは議論にはなかなかないだろうとは思いますが、今ある財政事情だと、市長のほうから言われた、やはり財調が2億円しかない中では、災害が来たときには、もっとパニックということが想定されるということだろうとは思いますが。その中では、要するに新たな給付のものは今のところ検討はできないよという、そういうことだろうというふうに私のほうは理解しています。

○議長（小泉孝敬君） もう沢登議員、3回過ぎてますから。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教委員長、滝内久生君の報告を求めます。

7 番 滝内久生君。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

○総務文教委員長（滝内久生君） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第31号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第34号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第35号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。

2. 審査の経過。

6月5日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より日吉総務課長、平井統合政策課長、土屋防災安全課長、須田福祉事務所長、糸賀学校教育課長、鈴木生涯学習課長、佐藤議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第31号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第34号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第35号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

なお、今定例会に上程された地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対応事業は、中長期を見据えての対応が中心であります。5月、6月、7月をどう乗り切って

いくのか、切実な状況にあり、今、市民が何を求めているのか、何を支援してほしいのか、実情を把握し、市民の声を的確に反映した事業の策定を望むという意見がありました。

以上の意見は当委員会委員の総意であることを申し添えます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 予算書で言うと26ページからでしょうか、9款1項8目学校情報通信環境整備費と、これについてたくさんもんでいただいたと聞いておりますけれども、その辺について少し教えてください。何しろ約1億4,000万円という巨額がついて、教育のためにこの予算をつけたということは、これは本当に素晴らしいことなんですけれども、コロナが来ても何が来ても、教育の子供の学習の機会を保障するんだという部分だと思いますが、ただ、時間もあまり当局側としても準備する時間も十分にあったとは、私もなかったと思うんですが、ただ、最低限、どこまで考えているのかを教えてください。

まずスケジュールの部分で、この運用をいつから開始するということを目指しているのか。それからあくまでも原則、基本的にはやっぱりコロナを受けてのこういうことになっていると思うんですが、例えばコロナがすっかり収束した後の使い方について、どのように考えているのか。それから、例えばその授業の形態について、もし議論があれば、例えば学校の授業のように時間割りの中で、朝からちゃんとそういう授業をするのか。あるいは横浜市なんかは、もう4月1日から小中高と全授業、体育、道徳に至るまで配信していったんですけれども。それなんかは決まった時間に流れるんじゃなくて、好きな時間に好きな科目を見るというような形式だったんですけれども、そういうところまで運用を今、どこまで考えているのかを、その辺の議論があったらお願いします。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

○総務文教委員長（滝内久生君） まず最初に時期ですけれども、取りあえず今から機種選定をして、それから設計書を作って購入となりますと、早くても年末ということで。先生方のスキルアップ、運用の仕方についても、まだ文科省からガイドラインが来たばかりで、まだ詳細については確定していないということでした。実際の運用についても、委員からは、物がそろっても、それを指導する先生方の能力がないと無駄になるんじゃないかと、そういう意見もありまして、その辺は努力するというお答えがありました。

それから実際に、今言いましたように、ガイドラインが来たばかりで、授業をどうふうにしていくかという細かい話はまだ策定していないということで、事業自体は1億円を超える大きなものです。実際には当初から小学校の5年生、6年生を対象にして整備しているという話がありましたけれども、この臨時交付金の話があって、それでは小学校全学年、それから中学校についてもこの際やろうということで、事業を採択して提案してきたというお話でした。即効性のないというか、言い方悪いですがけれども、先ほど意見言いましたけれども、中長期の展開ですよ、どちらかといえば。実際コロナで登校できない。各家庭と学校をつないで授業をやるという、そういうことには活用できると思うんですが、実際には先ほど意見で申し添えたことで、5、6、7をどうやって乗り切っていくかが問題なんだよということに関しては、それからすると即効性がないなという意見もございました。

そんなところでいい。

○議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） これ本当にうまくちゃんと計画して、絶対使うんだという強い意思がないと、これ絶対無駄になると思います、はっきり言って。ただ端末買った、コロナも去ったで使い道なく、本当に終わってしまう。でも、プラス皆さんもスマホ買っても10年使う人はいませんよね。いいところ2年とか3年とかで切り替えていくんじゃないでしょうか。通信も変わる、ハードも進化する、ソフトも変わっていく中で、要するに端末自体が、いいところ、どんな頑張っても5年、6年ぐらいで買い替える時期が来るのかなというところで、そういう長期的なプランがないと、机とか椅子みたいにいつまでも使えるものではありませんので、本当に無駄になっちゃう可能性が極めて高いと思うんです。でも、有効に使う方法はあると思うんですよ。例えば毎日の授業も録画して、いつでも見れるようにすれば、子供たちが帰ってから、よく分からなかった授業を見直したりとか、そういうことができます。あるいは去年も台風で休校がたくさんあったと思うんですが、そういう日にも速やかに、今日はもう、要するに安全を最優先にして今日は休校にします。そのかわり端末で授業しますよと、こういうことに使っていける。だから強い意思を持って、これ絶対活用するぞというあれがないと、本当これ無駄になると思うんですが、その辺、まさにこれが中長期の目線になってくるわけですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

○総務文教委員長（滝内久生君） 無駄になるという、そういう議論はちょっとありませんで

した。

実際の運用は、学校にノートパソコンを用意しておいて、いざというときに家庭に持ち帰って、それを使っていろんな授業をやるということで、常時は学校に備えられているというお話でした。

最初はまだ各家庭に全部、子供に持たせて、常にそこですぐできるようになるのかなと思ってはいたんですけども、議論の中で、一応基本的には学校に備え置くというようなことが分かりましたので、運用についてはちょっと心配だったんですけども、検討委員会みたいなものがあるって、ICT支援員というのを活用するということで、これからやっていきますよということで、運用自体は、まだガイドラインも来たばかりで、よくそしゃくされていないような感じだったので、実際の運用の細かいところまでは踏み込んで質疑は出ませんでした。

○議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。3回目です。

○2番（中村 敦君） 多分、スケジュール的にもそんな煮詰まっていないとは十分承知はしております。ただ、先ほども言いましたように、本当に無駄になってしまいますので、むしろ当局への要望になりますけれども、絶対これ使って活用するんだというあれをぜひ持って、しっかり考えてほしいんですね。

学校に置いてあったら、はっきり言って意味ないと思います。思ったより皆さん、スマホは持っていても、パソコンは家にないという家庭はすごく多いです。実際に物すごく多いんですよ。ただあれば、そして通信環境が整っていれば、学習素材というのはネットにもう幾らでも転がっております。このコロナの中でも、私も子供にあちこちの無料のドリルみたいなのが配布されておりますし、そういうものをプリントして子供と一緒にやっていたりしたんですが、つまり、その学習機会を得ることにもなりますし、そういう端末の使い方にも慣れるという部分にもなってきますので、これからの議論になりますと思いますが、学校に置いておくんじゃなくて、子供たちに配付して、毎日活用できるような方法を考えていただけたら。それから長期的な目線、5年か6年後には使えなくなってしまうんだということを視野に入れて、どのようにそれを予算化するのか、国に継続的な支援を求めるのか、そういうことを要望いたします。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

○総務文教委員長（滝内久生君） 要望ということなのですが、実際に電子黒板というのが昔、導入されて、最初はうまくいっていなかった、先生方のスキルも上がってなくて、均一な対応が取れていなかったという時期が最初あったんですけども、今は電子黒板、もう普通に利用されていますので、次第にそういうことで熟練していけばよくなっていくのかなと思いますけれども、今、正直言って耐用年数の話をすると、短いですね、パソコンは。その辺の心配があるんですけども、当局もガイドラインが来たばかりということで、今からしっかり練ってやっていくと思いますので、それを見守っていきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 江田邦明君。

○1 番（江田邦明君） 追加説明資料のほうに基づいて質問させていただきたいと思います。
2 点ございます。

1 点目が整理番号 1 番にございます、防災活動支援事業に関わるものです。実際、備品等の配備がこれでされると思いますが、具体的な感染症に対する避難訓練の実施予定や避難計画についての質問、答弁があったか、お教え頂きたいと思います。

2 点目が整理番号 8 番、小・中学校感染症対策事業、こちらも備品等の整備がされるということで、現状の小中学校の学校生活の様子について質問、答弁があったかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

○総務文教委員長（滝内久生君） まず、防災活動支援のその計画等についての議論はありませんでした。

それから 2 番目の小・中学校感染症対策、これについても今、江田議員がお聞きになったような内容の趣旨の議論はありませんでした。

○議長（小泉孝敬君） 1 番 江田邦明君。

○1 番（江田邦明君） こちら、どちらかというと当局へのお願いの内容になるかと思いますが、実際、物がそろっても、これをどうやって使っていくか、どういうふうに運用していくかというのが大変重要なことかと思うので、交付事業の交付決定に合わせて、それぞれ取り組んでいただければと思います。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

以上で、委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論・採決を行います。

まず、議第30号 市道大賀茂青市線の路線変更についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第30号 市道大賀茂青市線の路線変更については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第31号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第31号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第32号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第32号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第33号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第33号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第34号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第34号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第35号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 議第35号の下田市一般会計補正予算（第3号）について討論をさせていただきたいと思います。

この補正予算の中心的な課題は、新型コロナウイルス感染症対策の特に地方創生臨時交付金等、県、国の補助金も含めました約2億円のお金をどのように使うかという当局の見解が示された内容であろうかと思っています。

このうちのGIGAスクールに臨時交付金の5,800万円余、半分以上が使われると。さらに7,700万円の補助金を受けていると、こういう状態になっているわけであります。GIGAスクールそのものに反対をするわけではございませんが、押しなべて既に各学校には、資料によりますと平均して4.3人に1台の端末機が学校に整備がされていると。これらのものを4年生、5年生、6年生、中学1年生までだったものを、小学校1年生から中学3年生まで全ての生徒に1人頭1台の端末機を置くような措置をしたいんだと。これは必要なことかもしれないけれども、これが学校に保管をしておくだけの状態で、コロナのような事態になったときに初めて生徒に家庭に持っていくような体制を考えるんだと、こういうことでございますので、必要ではありますけれども、今、緊急にコロナ対策として急いでやらなければならない課題であるのかというようなことは、やはり疑問を持たざるを得ないと思うわけであります。

それから、下田がんバルから第7のマイクロツーリズムにつきましても、産業振興、あるいは観光振興ということではございますが、コロナの感染が終わった後、大きく事業展開をしていくべき課題であると思います。これらの課題が不必要だとは申し上げられませんが、今、緊急に求められている職を失っている方々、あるいは旅館やホテルが休業によって仕事がないマッサージ師等の方々、こういう方々への支援策が全く予算上に措置がされていないと、こういうことは指摘をせざるを得ないと思うわけであります。

しかし、事は緊急でありますので、否決して反対をして、この予算を否決すればいいということには必ずしもならないと思うわけであります。そこに議員として苦慮しなければなら

ない実態があらうかと思うわけであります。生活困窮者の自立支援事業等は1,159万2,000円、住宅がなくなった人たちへの予算措置をするんだと、全くないわけではないわけでございますので、こういう状態の中で、第2次の臨時調整交付金の交付が恐らく2億円から先にあるだろうと、2億3,000万円ぐらい予想がされるであろうと。さらにコロナ対策と言うならば、今年度庁舎建設にふるさと納税やその他の基金から積んでおります2億7,000万円。そして約500件の20万円の休業補償金の1億円のうちの半分は県が補助をするという制度があるわけですので、1億円支出できれば、そのうちの5,000万円は県からの補助金を受けることができる。総勢合わせますと5億円からの予算を当局がその気になればコロナの対策の予算財源を生み出すことができると、私はこう考えるわけであります。

ところが今回の予算で出されていますような国から言われてきたことを形式的に下ろしていくだけのこの予算では、市民の困窮を、困っていることを救うことができない、こういうことになってしまうんじゃないかと思うわけであります。

したがいまして、苦肉の策としまして、反対とは言いながら、この予算を通さざるを得ない。しかし、当局にこの予算を採択するに当たって、きっちりした意見をつけて、当局の姿勢を議会としてきっちりただしていくと、こういうことが私は最低必要ではないかと思うわけであります。

それで、皆さんのお手元へ勝手に配らせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症被害への復興支援策。例えばこのような文案をつけて採択をする。

観光地下田の暮らしは新型コロナウイルス感染症の世界的大流行によって危機的な状況に陥っています。県外や国外からの交流や旅行が自粛、制限されておりますが、収束に向け大切な時期で、夏の海水浴客を迎える季節であります。国の地方創生臨時交付金第2次分、2億3,000万円余を見込めますので、この財源を使って市民の暮らしと営業を守るための一層の支援強化が求められています。

そこで、次のような復興支援策を提案するものであります。早急に具体化し、実施されるよう要望すると。それぞれの私の案ですので、これはそのままというわけにはいきませんが、例えばこのような附帯決議なるものをつけて補正予算を可決していくと、こういうことが必要ではないかと思いますので提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 次に、賛成意見の発言を許します。

1 番 江田邦明君。

○1 番（江田邦明君） 私は議第35号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第3号）に対して賛成の立場で答弁をさせていただきます。

こちらの補正予算案につきましては、既に交付対象事業等が決まっており、この予算措置はこの本会議の中で可決していく必要があるかと考えております。

しかしながら、本会議、委員会の中でも、また沢登議員からもお話があったとおり、6月、7月の事業継続支援については必要な施策かと考えております。当局に対しましては、本補正予算で計上されました予備費2,700万円、当初の予備費4,700万円と合わせました7,400万円を有効に活用し、6月、7月の事業支援策に取り組んでいただきたいと思います。

そして、秋以降予定されております交付金対象事業をしっかりと取り組み、下田市の経済V字回復に役立てていくため、本補正予算に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

○議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第35号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第36号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第36号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

◎発議第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、発議第4号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 発議第4号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改定を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改定を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣に提出するものとする。

令和2年6月9日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 滝内久生。

同 進士為雄。

同 鈴木 孝。

同 中村 敦。

同 渡邊照志。

同 矢田部邦夫。

同 江田邦明。

同 進士濱美。

提案理由。

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改定を求めるためであります。

朗読をもちまして提案に代えさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改定を求める意見書。

再審は、無辜が救済される最後のとりでです。罪を犯していない人が、犯罪者として法に

よる制裁を受ける、冤罪。それは人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと、誰しも認めることでありながら後を絶ちません。

2010年、足利事件に始まり、布川事件、東京OL事件から、2016年、東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続きました。また2014年には、袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事がありました。

しかし、これら事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、常に検察による甚大な妨害が立ちはだかっていました。

その大きな壁の1つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。

無罪となった再審事件で「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものであった事実には、心が凍る恐怖を覚えます。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからです。

通常審では、公判前整理手続を通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえ踏みにじられています。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立て（上訴）が許されていることです。大崎事件の原口アヤ子さん（90歳を超えました）は、検察の即時抗告に続き、特別抗告により、再審がいまだ実現されていません。袴田事件は検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申立てにより、89歳で無念の獄死を遂げられました。公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇を繰り返すことには、法的な制限を加える必要があることは明確です。このように再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無辜の救済のための焦眉の課題です。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけ

で、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツも既に50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行おうとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を行うことが求められています。

無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、今こそ次の点について「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を行うことを要請します。

記。

1. 再審における検察手持ち証拠の全面開示。
2. 再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月9日。

静岡県下田市議会。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発議第4号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改定を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

発議第4号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。御苦労さまでした。

次に、発議第4号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改定を求める意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第4号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（小泉孝敬君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（福井祐輔君） 本日で私の任期の最後の議会となりました。長い方で4年間、短い方で1年3か月間、共に下田市の発展のために議論をしていただいたと、大変幸せな時間を送らせていただきました。また、人生で最も充実した期間だったというふうに思っております。

これで任期を終わるんですけれども、議員の皆様のますますの御健勝と、そして下田市のますますの御発展を祈念を申し上げまして、私のお別れの言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小泉孝敬君） 御苦労さまでした。

これをもって、令和2年6月下田市議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午前11時10分閉会